

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美郷町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

美郷町長

## 公表日

令和6年9月20日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	「母子保健法」「番号法」の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 母子保健に関する事務 (保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び徴収)
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子保健ファイル(2)住基情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法)第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95及び96の項  【情報提供の根拠】 番号法第19条の8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、71、80、95、112、125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども子育て課
②所属長の役職名	こども子育て課長
6. 他の評価実施機関	
特になし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査
		[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 番号法別表第二(70の項)	番号法第19条第7号 番号法別表第二(56の2、70の項)	事後	
平成28年8月22日	個人番号の利用	番号法別表第一(49の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第40条	事後	
平成28年8月22日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号 番号法別表第二(56の2、70の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  【情報提供の根拠】 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四(特定個人情報欄)に ・「母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(56の2の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条  【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第39条	事後	
平成29年12月25日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③	健康管理システム、中間サーバーコネクタ	健康管理システム、中間サーバーコネクタ、電子申請システム	事前	
平成30年4月27日	評価実施機関における担当部署	福祉保健課長 高橋 久也	福祉保健課長 齋藤 敦子	事後	
令和2年1月17日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  【情報提供の根拠】 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四(特定個人情報欄)に ・「母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(56の2の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条  【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第39条  【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育に要する費用の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第44条  【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「母子保健法による保健指導、申請時の訪問指導、健康診査、妊娠婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めらるもの」が含まれる項(69の2の項)	事後		
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和6年4月1日	評価実施機関における担当部署	①福祉保健課 ②福祉保健課長	①こども子育て課 ②こども子育て課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	3個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の49の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第40条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法)第9条第1項 別表70の項</p>	事後	
令和6年9月20日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>*番号法第19条第8号、付表四八「情報の提供の制限」及び別表第二【情報提供の根拠】</p> <p>・「母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(56の2の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条</p> <p>・「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3</p> <p>・「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育に要する費用の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(87の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第44条【情報照会の根拠】</p> <p>・「母子保健法による保健指導、申請時の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3</p> <p>・「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95 及び 96 の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条の8号に基づく主務省令第2条の表 42、48、71、80、95、112、125 の項</p>	事後	